(単体発注・事後審査型) 沖縄県企業局一般競争入札公告第54号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

令和2年12月16日

沖縄県公営企業管理者 企業局長 棚原 憲実

## 1 業務概要

1	未4	<b>勞</b> 概要								
(1)	業	彩	Š	名	沖	沖縄県企業局南部国道道路占用図面作成業務委託				
(2)	履	行	場	所	那	那覇市泉崎地内				
(3)	業	務	内		い状の支成を業	現在、企業局が保有する管路図面が古く、現道路線形と大きく異なっており管路の位置確認が難し 、状況である。そのため、道路占用申請において現況と図面が整合していないことで、道路占用更新 の支障となっている。よって、管路の管理強化を図るため、現況道路台帳に基づく管路占用図面の作 対を行うものである。 業務内容:図面作成業務 一式				
	_						(国道329号、国道330号、国道331号、国道507号)の沖縄県企業局導送水管、工業用水道管			
	履	行	期	間			5令和3年3月22日まで			
(5)	発	注	形	態	単	体発注				
(6)	資	格 審	査 方	法	事	後審査型				
(7)		の他適				最低制限価格 制度	※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格 に満たない者は落札者となることができない。			
		本案件は、 〇印を付し 適用がある	た制度等の			準備手続 (予算成立前)	※本手続は、次年度当初(補正)予算成立を前提とした年度開始(予算成立)前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において当初(補正)予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初(補正)予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。			
						準備手続 (交付決定前)	※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。			
						準備手続 (繰越承認前)	※本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において、本業務に係る予算の繰越承認が否決された場合は、延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越(翌債)手続の関係上、入札を延期する場合がある。			
						債務負担行為業務	※本業務は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける業務である。			
(8)	適	i用するお	技術者単	<b>卢価</b> 令和2年3月技術者単価			※本業務の予定価格は左記に示す設計業務委託等技術者単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。			

# 2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	業 種	区 分		土木関係建設コンサルタント	(a) the second of the second o				
(2)	登 録	業	種	上水道及び工業用水道	(1)の業種区分において(2)の登録業種を有することについて、(3)に表示する年度に沖縄県 の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格登録名簿への登録があること。				
(3)	測量及び建設コンサル タント等業務入札参加 資格者名 簿登録年度		参加		なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている 者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。				
(4)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。								
(5)	入札目か	入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。							

入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県企業局競争入札契約心得第3条 第2項の規定に抵触するものではない。

#### 資本関係

張小郎 次のいずれかに該当する二者の場合 (7)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条 第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (4)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

## 人的関係

(6)

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社をいう。)であ る場合を除く

(7)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他 方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社のの執行役
- 3)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に 規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は 人的関係があると認められる場合

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があ (7) り、当該状況が継続している者でないこと。

(8)	配行 ) 網	対	象	業		国内において、公共機関(国・県・市町村・公社等)が発注した上水道施設又は工業用水道施設に関する土 大構造物の新設又は改良工事(修繕工事は除く)に係る設計業務を元請(ただし、共同企業体の場合は代表構 支員以外でも可)として契約し完了した実績を有する者。 過去の履行実績 対象期間:平成22年4月1日~入札日の前日まで					
(9)		置予 宣支	格	区	分	次に掲げる要件を満たす管理技術者、照査技術者を当該業務に配置できること。 ア 管理技術者 (7) 以下のいずれかの資格を保有している者であること。 a 技術士(上下水道部門、総合技術監理部門(選択科目を上下水道部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。※平成13年以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有している者。 b RCCM(上水道及び工業用水道部門)の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者。 (4) 上記(8)履行実績に掲げる業務の実務経験を有する者。 イ 照査技術者 (7) 以下のいずれかの資格を保有している者であること。 a 技術士(上下水道部門、総合技術監理部門(選択科目を上下水道部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。※平成13年以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有している者。 b RCCM(上水道及び工業用水道部門)の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者。 (4) 上記(8)履行実績に掲げる業務の実務経験を有する者。					
		備			考	管理技術者にあっては、入札日時点で直接的な雇用関係があること。					
(10	) そ	· 0	他の	条	件	地 域 要 件     (ア) 沖縄県内     左記の(ア)に示す地域内に、(イ)に示す事業所が存在すること。					
(14	) 取	技	け	案	件	該当なし					

## 3 入札手続等

(1) 手続方法		象業務で ができる	は、入札手続(入札書提出から落札者決定まで)を電子入札システムで行う電子入札対 ある。ただし、代表者の変更等で電子入札によりがたい場合は、紙入札へ移行すること 。 入札に関する事項については、「8 電子入札に関する事項」を参照すること。
	紙入札	「沖縄県 日時まで ※沖縄リ http://w	への移行を希望する場合は、速やかに 6-(1)の問い合わせ先に事前連絡をした上で、企業局電子入札運用基準(※)」に基づく所要の手続を、電子入札システムの入札締切に経ること。 混企業局HP → 公募・入札 → 例規集・様式集 www.eb. pref. okinawa. jp/koubo/679 札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」(様式第2号) により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加承認申請書」(様式第1号)
(2) 設計図書の配布	期間		自令和2年12月16日 ~ 至 令和3年1月7日
	元戸 :	布方法	沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード
	問い合せ先		https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000
			沖縄県企業局配水管理課 電話番号 098-866-2810

(3)	入札期日等	電子入札システ ムによる場合	入札開始令和3年1月7日(木)8:30
		2/C & 3/1/1	入 札 締 切 令和3年1月7日 (木) 14:00
		持参による場合	持 参 日 時 令和3年1月8日(金)10:20
		(紙入札)	持 参 場 所 沖縄県企業局 配水管理課(県庁12階)
		入札の方法	(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。 (2) 電子入札を行う際は、代表者名義又は委任された受任者名義のICカードで必ず行うこと。
		紙入札時の 注意事項	(1) 業務費内訳書は、上記の「電子入札システムによる場合」の入札締切日時までに、企業局配水管理課へ提出すること。提出がない場合、入札が無効になることがある。 (2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (3) この公告の記載に従い、入札書、委任状には業務名及び履行場所を記入すること。 (4) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)を必ず記入すること。 (5) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
		業務費内訳書の 提出	(1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書 (様式自由)を提出すること。 (2) 業務費内訳書には、作成年月日、業務名、 種別、細目に相当する項目に 対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所 及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、業務費内訳書を電子入札システムにより提出する場合には、代表者印は省略できる。 (3) 提出された業務費内訳書について、契約担当者 (これらの者の補助者を含む。)が説明を求めることがある。 (4) 電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量 は 3 MB以内かつ1 ファイルのみとし、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行うこと。
(4)	入札の辞退等	提出すること。 また、落札決定	都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届(任意様式)を までの間に別の業務を落札したことにより、配置予定技術者を本業務に配置できな
		札決定まで至った く指名停止を行う ※沖縄県企業局日	直ちに $6-(1)$ の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続が落場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領(※)」に基づことがある。 $IP \to 公募・入札 \to 例規集・様式集$ ref. okinawa. $IP$ /koubo/679
(5)	開札日時	令和3年1月8日	
(6)	落札候補者の選定 及び事後審査の実施	行った者(以下「下「申請書等」と う。)。	定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を 落札候補者」という。)に対し、一般競争入札参加資確認申請書及び関係資料(以いう。)の提出を求め、入札参加資格の確認を行う(以下「事後審査」とい
		なお、最低価格 位の者を落札候補	で入札をした者が複数いる場合は、電子くじにより審査順位を定め、審査順位が1 諸とする。
		格を提示した者又	、、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価には電子くじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。事後 活者のみ行うものとする。
(7)	審査にかかる 申請書等の提出	る。提出期限まで なお、当初申請	補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求め に当該申請書等を提出しない者は、無効とする。 書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、該当者への 限は別途通知する。
		通知日	7和3年1月8日 (金) 17:00 まで(予定) ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。
		提出期限令	x和3年1月13日 (水) 17:00 まで
			中縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
		提出先	中縄県庁舎12階     提出       中縄県企業局配水管理課 配水班     部数
			序参又は郵送(提出期限必着。配達が確認できる方法で送付すること。)。
(8)	入札参加資格の確認	でに電子入札シス	確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日まテムで通知する。なお、紙入札へ移行した者へは書面で通知する。
			15日(金) (予定)
(9)	落札者の決定方法		<ul><li>、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落 、その結果は、全入札参加者に通知する。</li></ul>

#### (10) 本入札に係る資料の 取扱い

- 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出(以下「修正等」という。)は、提出期限内に 限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資 格なしとなり、落札者となることはできない。
- エ 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。
- オ 提出された申請書等は、返却しない。

#### 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

#### 納付の 要否

免除(沖縄県財務規則第100条第2項第4号)

※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税 を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。

以下により納付の必要あり。 (沖縄県財務規則第100条)

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。 入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上(契約保証の予約にあっては100分の10以上)とする。ただし、沖 縄県財務規則第100条第2項第1号及び第3号に該当する場合は入札保証金の納付を免除する。

※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を 県に納付しなければならない。

- (1) 保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合 (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を 「一」、NAMELIAMAN、ATLACUADUCE BUS. J 又は地万公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したと認められるものが入札に参加する場合
- ※1 入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。※2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額 に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。

- なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記(1)、(2)のいずれかに係る書類の提出のない者 (2) 入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合
- (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合

また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

	提	出期	限	令和3年1月7日(木)13:00 まで
				沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階
1 +1 /□ =r ∧	提	出	先	沖縄県企業局配水管理課 配水班
入札保証金(現金の場合)				098-866-2810
				「入札保証金納付書発行依頼書」を提出。
	提	出方	法	※事前に電話連絡の上、納入通知書の発行を受け、金融機関で納付後 上記提出期限までに領収書(写)を提出すること。
	提	出期	限	令和3年1月6日 (水) 17:00 まで
→ 1.1 /D ⇒~	也	出	先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階
入札保証保険証券	1疋	Щ	兀	沖縄県企業局配水管理課 配水班
)		出方	法	持参又は郵送。(配達が確認できる方法にて送付すること。)
	そ	の	他	保険期間又は保証期間は、電子入札日から2か月とする。
	提	出期	限	令和2年12月25日 (金) 15:00 まで
過去2箇年		出	先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階
の間に国又は地方公共	_			沖縄県企業局配水管理課 配水班
は地方公共団体との契	提	出方	法	持参又は郵送。(配達が確認できる方法にて送付すること。)
約 実 績	そ	Ø	他	提出期限日から過去2箇年の間に完了した業務の一覧表「地方公共 団体等契約状況」を提出すること。
有価証券等	i	受入日間	寺 <b>・</b>	受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。

## (2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び委託契約書第4条の定めるところにより、 契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認 める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184 号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契 約保証金を免除する。

### 5 その他の事項

(1) 配置予定技術者の 確認

病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる基準を満た し、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(2) 入札の無効	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 また、申請書等に虚偽の記載があった場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(※)に基づく指名停止を行うことがある。 ※沖縄県企業局HP → 公募・入札 → 例規集・様式集 http://www.eb.pref.okinawa.jp/koubo/679					
(3) 支払条件	前 金 払 契約金額の30%以内					
	部 分 払 「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数					
(4) 火災保険等の要否	要・否					
(5) 契約締結の時期等	(1) 本業務に係る契約は、落札者の決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に 指示したときは、この限りでない。 (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。					
(6) 請負代金の変更等	本業務の契約締結後、本業務の請負代金額の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務を本業 務受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の請負比率 (元契約額÷元設計額)を変更設計額又は関連業務の設計額に乗じた額で行う。					
(7) 入札参加者等の 遵守事項	入札参加者は、「沖縄県企業局競争契約入札心得」、「委託契約約款」及び「仕様書」を熟読し、 これを遵守すること。					

# 6 本公告に関する質問及び回答

	TALICATORNA			
(1)	入札・契約手続		沖縄県	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階
	に関すること	問い合せ先	沖縄県	企業局配水管理課 配水班
			電話:	098-866-2810
(2)	上記(1)以外に	GG 00 ±.		那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階
	関すること	質 問 書	沖縄県	企業局配水管理課 配水班
				098-866-2811
			沖縄県	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階
		問い合せ先	沖縄県	企業局配水管理課 配水班
			電話:	098-866-2810
		提出期間	令和	12年12月16日(水)から 令和2年12月23日(水)まで
		定 山 朔 间	*1	ニ記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
		提出方法		は郵送(配達が確認できる方法にて送付すること。)。 で提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。
			質問に対	対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び入札情報システム※(沖縄県電子入札
				サイト内)に掲載する。
		回答方法	₩ http	ps://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000
			###	令和2年12月25日 (金) から 令和3年1月7日 (木) まで
			期間	※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

# 7 苦情申立て

いと認められた有	入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。						
	提出期限 入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)とする。						
	提 出 先 沖縄県企業局配水管理課 配水班						
	提出方法	書面(様式自由)を持参すること。郵送又は電送(メールやFAX)受け付けない。					
(2) 再苦情申立て	以内(休日を除く 再苦情申立てに係 ア 再苦情申 受付窓に	説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日く。)に、書面により契約担当者に対し、再苦情の申立てを行うことができる。当該系る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。 申立ての受付窓口及び受付時間 ロ: 沖縄県企業局配水管理課 計画班 間: 午前9時から午後5時まで					

# 8 電子入札に関する事項

電子入札に関する事項は、「沖縄県企業局電子入札運用基準(※)」によるとともに、以下の事項を参照すること。 ※沖縄県企業局HP → 公募・入札 → 例規集・様式集 http://www.eb.pref.okinawa.jp/koubo/679

なお、電子入札システムは沖縄県の共通システムであり、運用詳細については下記ポータルサイトを参照すること。https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index.html

h	https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index.html						
(1)	システム稼働時間	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで ※稼働時間内でやむを得ずシステムを停止する場合等は、沖縄県電子入札ポータルサイトで通知する。					
(2)	障害発生時及び システム操作	システム操作・ 接続確認等	・電子調達コールセンター 電話番号:0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト				
	問い合わせ先	ICカードの不具 合発生時	取得しているICカードの認証機関				
(3)	問い合わせ先 ICカードの不具		通知書 参加資格確認結果通知書 資格確認申請書等提出依頼通知書 参加資格要件不適格通知書 知書 通知書 信確認通知(電子入札システムから自動発行) 付票 通知書 知書 の書 短知書 知書 知書 知書 知書 知書 知書				